

山監査第51号
令和3年（2021年）6月3日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山根雅敏

山陽小野田市監査委員 河崎平男

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市教育委員会

3 報告書提出年月日

令和3年6月3日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会事務局

学校教育課（各小学校、松原分校、埴生幼稚園及び学校給食センターを含む。）、心の支援室、各公民館及び各図書館

3 監査の期間

令和3年1月5日から令和3年5月31日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和2年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

